

4月から標準報酬月額の上限改定及び累計標準賞与額の上限変更

「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が平成27年5月29日に公布されたことにより、平成28年4月から健康保険及び船員保険の標準報酬月額の上限及び累計標準賞与額の上限が変更になります。

標準報酬月額及び累計標準賞与額の上限の変更

(1) 健康保険法及び船員保険法における現在の標準報酬月額の最高等級 (47 級・121 万円) の上に 3 等級が追加され (50 等級・135.5 万円)、上限が引き上げられます。

【改定前】

月額等級	標準報酬月額	報酬月額
第 47 級	1,210,000 円	1,175,000 円

【改定後】

月額等級	標準報酬月額	報酬月額
第 47 級	1,210,000 円	1,175,000 円以上 1,235,000 円未満
第 48 級	1,270,000 円	1,235,000 円以上 1,295,000 円未満
第 49 級	1,330,000 円	1,295,000 円以上 1,355,000 円未満
第 50 級	1,390,000 円	1,355,000 円以上

(2)健康保険法及び船員保険法における年度の累計標準賞与額の上限が540万円から573万円に引き上げられます。

【改定前】 5,400,000 円

【改定後】 5,730,000 円

改定通知書の送付(健康保険)

健康保険の標準報酬月額の上限改定に伴い、改定後の新等級に該当する被保険者の方がいる対象の事業主に対して、平成28年4月中に管轄の年金事務所より「標準報酬改定通知書」が送られてきます。なお、標準報酬月額の改定に際して、事業主からの届出は不要です。

標準報酬月額の変更を忘れずに

この影響として、報酬が 1,235,000 円以上の方については、新しい等級に該当し、健康保険料および 介護保険料の負担が増加することになります。(4 月分保険料、5 月末納付) 今後、保険者から通知が届 くことになりますので、確認の上、給与計算時の保険料控除額変更など、忘れずに実施しましょう。